

○犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付要綱

令和3年1月5日要綱第2号

犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、受動喫煙の防止を推進するため、事業主が実施する既存特定飲食提供施設の全面禁煙化に伴う改修に要する経費について交付する犬山市飲食店全面禁煙化補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存特定飲食提供施設 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設をいう。
- (2) 全面禁煙化 施設内での喫煙を全面的に禁止することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に既存特定飲食提供施設を有する者
- (2) 補助金の交付を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）の完了日以降、当該事業に係る既存特定飲食提供施設（以下「対象施設」という。）を全面禁煙化することに同意する者
- (3) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」という。）の未納がない者
- (4) 対象施設について犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付要綱（令和3年要綱第1号）に基づく犬山市受動喫煙防止対策事業補助金又は同要綱第3条に規定する国等助成金の交付を受けてい

ない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、補助事業に係る次に掲げる措置に要する経費とする。

(1) 壁紙、カーテン等の改装及び交換

(2) 喫煙室又は喫煙所の撤去

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額

(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1の事業所につき1回に限る。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、補助事業に着手する日の1月前までに、犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2)

(2) 対象施設の客席面積がわかる平面図

(3) 補助事業に係る見積書の写し

(4) 対象施設の位置図及び補助事業の実施予定箇所のカラー写真

(5) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可証の写し

(6) 犬山市飲食店全面禁煙化補助事業承諾書(様式第3。申請者と対象施設の所有者とが異なる場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適

当と認めるときは、犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該決定に係る内容の変更又は事業の中止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、速やかに犬山市飲食店全面禁煙化補助金計画（変更・中止）承認申請書（様式第5）に変更等の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市飲食店全面禁煙化補助金変更決定通知書（様式第6）又は犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付決定取消通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、犬山市飲食店全面禁煙化補助金実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 補助事業に関する領収書の写し及び補助対象経費の内訳を明らかにする書類

（2） 補助事業の実施箇所のカラー写真

（3） 犬山市飲食店全面禁煙化補助金請求書（様式第9）

（4） その他市長が必要と認める書類

（処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、市長の承認を受けずに、補助事業以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による取得財産等の処分があったときは、補助事業者に対し、当該処分による収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条の申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1（第6条関係）

犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付申請書

年 月 日

犬山市長 様

所在地 _____

法人又は事業者名 _____

代表者氏名 _____

電話 (_____) _____ - _____

犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、補助金交付の審査のため、市税及び国民健康保険税の納付状況を犬山市長が調査することに同意します。

記

補助事業等の名称	年度犬山市飲食店全面禁煙化補助金
算定基準額 (確定・見込み)	
交付申請額	金 円

- 【添付書類】**
- (1) 事業計画書（様式第2）
 - (2) 対象施設の客席面積がわかる平面図
 - (3) 補助事業に係る見積書の写し
 - (4) 対象施設の位置図及び補助事業の実施予定箇所のカラー写真
 - (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証の写し
 - (6) 犬山市飲食店全面禁煙化補助事業承諾書（様式第3。申請者と対象施設の所有者とが異なる場合に限る。）
 - (7) その他市長が必要と認める書類

※市記入欄（この枠内は記入しないでください。）

【市税の納付状況】 滞納なし 滞納あり

様式第2（第6条関係）

事業計画書

区 分	内 容	
1. 補助対象施設	施設名称	
	所在地	〒 (電話番号)
	担当者の所属及び氏名	
	経営形態	①、②のいずれかに○をし、②の場合は金額を記載すること。 ①個人 ②中小企業（資本金又は出資の総額： _____ 円）
	客席面積	客席面積が分かる施設の平面図等を添付すること。 _____ m ²
2. 事業概要	①壁紙の交換、改装 ②カーテンの交換 ③既存の喫煙室又は喫煙所の撤去 ④その他 _____ ※補助金を受けて実施される、全面禁煙化の取り組みがわかるように、具体的に記載してください。	
3. 事業対象経費	_____ 円	
4. 事業実施期間	着手予定： _____ 年 _____ 月 _____ 日 完了予定： _____ 年 _____ 月 _____ 日	
5. 交付申請額の算出の基礎	補助額の算定 (1) 対象経費支出予定額 _____ 円 … (A) (2) 補助率による算定 (A) × 1/2 = _____ 円 … (B) (3) 限度額 200,000円 … (C) (4) 補助額 (注) (B) 又は (C) のいずれか低い額 _____ 円 (注 千円未満は切捨て)	

6. 予算額調			
		収	入
区	分	予 算	額 備 考
			円
市 補 助 金 等			
計			
		支	出
区	分	予 算	額 備 考
			円
計			
収入支出差引残額			

様式第3（第6条関係）

犬山市飲食店全面禁煙化補助事業承諾書

（建物所有者）

所在地 _____

法人又は事業者名 _____

代表者氏名 _____

電話（ ） - _____

私は、下記の建物の所有者として、下記飲食店が、犬山市飲食店全面禁煙化補助事業に係る改修等をすることを承諾します。

記

申請者	フリガナ	
	法人又は事業者名	
	所在地	〒

様式第4 (第7条関係)
犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付決定通知書

犬山市指令第 年 月 日 号

様

犬山市長 印

年 月 日付で申請のあった犬山市飲食店全面禁煙化補助金について、下記の金額を交付することに決定しましたので、犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

様式第5（第8条関係）

犬山市飲食店全面禁煙化補助金計画（変更・中止）承認申請書

年 月 日

犬山市長 様

所在地 _____

法人又は事業者名 _____

代表者氏名 _____

電話 () _____

年 月 日付け犬山市指令第 号で交付決定を受けた犬山市飲食店全面禁煙化補助金について、下記のとおり内容を（変更・中止）したいので、犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付要綱第8条の規定により提出します。

(変更・中止)の理由		
変更内容		
	変更前	変更後
補助対象経費の額		
補助予定額		/

【添付資料】

- ・ 変更後の措置に係る見積書

様式第6（第8条関係）

犬山市飲食店全面禁煙化補助金変更決定通知書

犬山市指令第 年 月 号

様

犬山市長 ㊟

年 月 日付犬山市指令第 号で交付決定をした犬山市飲食店全面禁煙化補助金について、下記のとおり交付決定を変更しましたので、犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 変更決定額 金 _____ 円

様式第7（第8条関係）

犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付決定取消通知書

犬山市指令第 年 月 号

様

犬山市長 ㊟

年 月 日付犬山市指令第 号で交付決定をした犬山市飲食店全面禁煙化補助金について、貴殿からの 年 月 日付犬山市飲食店全面禁煙化補助金計画（変更・中止）承認申請書に基づき、交付決定を取り消しましたので、犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

様式第8（第9条関係）

犬山市飲食店全面禁煙化補助金実績報告書

年 月 日

犬山市長 様

所在地 _____

法人又は事業者名 _____

代表者氏名 _____

電話 () - _____

年 月 日付け犬山市指令第 号で交付決定を受けた犬山市飲食店全面禁煙化補助金について、補助事業を完了したので、犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり関係資料を添えて実績を報告します。

記

事業を実施した施設の名称	
事業実施期間	着手： 年 月 日
	完了： 年 月 日
事業概要	①壁紙の交換、改装 ②カーテンの交換 ③既存の喫煙室又は喫煙所の撤去 ④その他 ()
交付決定された内容の変更	(あり ・ なし) ※いずれかに○を付すこと。
	交付決定内容の変更を行った場合の変更決定日と文書番号 年 月 日付 犬山市指令 号
補助対象経費	円
補助金申請金額	円

- 【添付資料】
- (1) 補助事業に関する領収書の写し及び補助対象経費の内訳を明らかにする書類
 - (2) 補助事業の実施箇所のカラー写真
 - (3) 犬山市飲食店全面禁煙化補助金請求書（様式第9）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第9（第9条関係）

犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付請求書

年 月 日

犬山市長 様

所在地 _____

法人又は事業者名 _____

代表者氏名 _____ ㊟

犬山市飲食店全面禁煙化補助金について、下記のとおり請求します。

請求金額	金 円
補助事業名	年度犬山市飲食店全面禁煙化補助金
交付確定額 指令年月日等	年 月 日 犬山市指令第 号

振込先金融機関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預金種別	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	